

受付 番号	契約番号	連絡先	公立大学法人横浜市立大学 医学・病院統括部 総務課 庶務担当	担当者	ウエノ マイ 植野 真衣
				電話	787-2920

1 委 託 名 公立大学法人横浜市立大学附属病院 食品自動販売機設置・運営業務委託

2 履 行 場 所 横浜市金沢区福浦三丁目9番地

3 履行期間又は期限 ☒ 期間 令和 7 年 4 月 1 日から

令和 12 年 3 月 31 日まで

□ 期限 令和 年 月 日まで

4 契 約 区 分 ☒ 確定契約 ☐ 概算契約 (概算数量契約)

5 その他特約事項 ☒ なし

☐ あり ()

6 現場説明 ☒ 不要

□ 要 日時： 年 月 日 () 時 分
場所：

7 委 託 概 要 横浜市立大学附属病院4階の手術部廊下における食品自販機の設置および運営に係る業務。

[illegible]

8 部 分 払

■ する (60 回以内)

□ しない

部 分 払 い の 基 準

業 務 内 容	履行予定月	数 量	単 位	単 価	金 額
食品自動販売機設置・ 運営業務委託	令和7年4月 ～ 令和12年3月	60	月		
小計					
消費税及び地方消費税額					
合 計					

※ 単価及び金額は消費税及び地方消費税相当額を含まない金額

※ 概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

委 託 代 金 額	.—
内 訳 業 務 価 格	.—
消費税及び地方消費税相当額	.—

内 訳 書

名 称	形状寸法等	数 量	単 位	金 額 (円)	摘 要
令和7年度					
食品自動販売機設置・ 運営業務委託		1	式		
令和8年度					
食品自動販売機設置・ 運営業務委託		1	式		
令和9年度					
食品自動販売機設置・ 運営業務委託		1	式		
令和10年度					
食品自動販売機設置・ 運営業務委託		1	式		
令和11年度					
食品自動販売機設置・ 運営業務委託		1	式		
計		5	式		

消費税(10%)					
合計					

※概算数量の場合は、数量及び金額を()で囲む

1 目的

本仕様書は、公立大学法人横浜市立大学附属病院における食品自動販売機設置・運営業務を委託するに際し、対象業務の具体的内容や留意事項等、必要な事項を規定したものである。本件受託者（以下、「受託者」という。）は、委託者である公立大学法人横浜市立大学（以下、「委託者」という。）より受託した業務を、公立大学法人横浜市立大学契約事務取扱規程及び委託契約約款並びに本仕様書に定める内容を遵守し、業務を円滑に、かつ遺漏なく実施することとする。

2 業務の概要

(1) 件名

公立大学法人横浜市立大学附属病院 食品自動販売機設置・運営業務委託

(2) 内容

公立大学法人横浜市立大学附属病院における食品自動販売機の設置および運営に係る業務

(3) 設置場所・台数

ア 設置場所：横浜市金沢区福浦 3-9

公立大学法人横浜市立大学附属病院

詳細は、別表「自動販売機設置一覧」及び「図面」を参照すること。

※ 1 「図面」において、図示した設置場所は、協議の上、変更することができる。

※ 2 自動販売機設置場所を当院が使用する必要が生じた場合には、設置場所の変更又は撤去を要請する場合がある。また、コロナ禍における患者・職員の動線や売上状況を鑑み設置場所や販売内容の変更を要請する場合がある。

イ 台数：1台(屋内)

3 委託契約期間

令和7年4月1日から令和12年3月31日

4 費用負担

自動販売機に伴う次の各費用は受託者の負担とする。

なお、支払われたこれらの費用は、受託者の都合により自販機の設置を取りやめた場合及び、受託者の責めに帰すべき事由により委託者が本契約を変更又は解除した場合には返還しないものとする。

(1) 貸付料（月額）

単価：1,600円（税別）／月

※別途消費税がかかる。

(2) 光熱水費（月額）

自動販売機設置時に電気使用量の計測専用の個別メーターを設置し、その計測結果に基づき算出した電気使用料金を負担すること。

個別メーターを設置できない場合は、自動販売機の使用電力と稼働率に基づき算出された電気使用料金を負担すること。

電気使用料＝電気使用量個別メーター測定値×市大附属病院電気単価

（参考：令和5年度＝24.04円／kWh※税込）

(3) 各費用の入金時にかかる銀行振込手数料

(4) 搬入・据付作業に伴う材料・工具費用

運営上必要な空調・衛生・電気設備等が追加で必要な場合も受託者の負担とする。

(5) 契約変更及び終了時の自動販売機移転・撤去に伴う費用及び原状回復費用

(6) 商品補充にかかる費用及び自動販売機のメンテナンス費用

(7) 電気使用量の計測専用の個別メーター設置及び運用にかかる費用

(8) その他自販機設置・運営に関する費用

5 販売商品

(1) 商品構成

ア 販売商品は定期的に変更することとし、販売内容が偏らないようにすること。

※ 当院からの変更の申し出があった場合は、協議の上で販売商品を変更する。

イ たばこ及び酒類又は類似品の販売は禁止とする。

ウ おにぎりやサンドウィッチ、カップヌードル等の多彩な商品構成とすること。

(2) 商品補充

ア 販売実績及び需要予測から、売切れが発生しないように商品補充を頻回に行うこと。

6 自動販売機及び空容器の回収箱

(1) 設置する自動販売機の機能

ア 電子マネー

交通系電子マネー（Suica 及び PASMO）及びモバイル決済サービス（PayPay 等）のいずれも使用できること。モバイル決済サービスは 1 種類以上導入することとし、種類を増やすよう努めること。

イ 環境対策

食品自動販売機については、トップランナー基準及びグリーン購入法に適合したノンフロン対応機・ヒートポンプ機を採用することとし、その他にも省エネに努めること。

※ただし、事前に双方で協議の上、やむを得ない場合はこの限りでは無い。

ウ その他

- ・契約期間中に故障等の症状がみられた場合は、修理および自動販売機を交換すること。
- ・契約期間中において、上記アからイにかかる最新の機種があれば当院に提案し、協議の上、入れ替えを行うこと。
- ・本自販機の設置、交換、移動、撤去、安全対策及び各種手続き・届出等は、受託者が行うものとし、これに係わる経費は全て受託者が負担するものとする。

(2) デザイン

自動販売機は、周辺環境と調和したデザイン、色とすること。

(3) 設置スペース

別表「自動販売機設置一覧」及び「図面」を参照し、設置機器のサイズなど協議の上、設置可能な機器を設置すること。

7 廃棄物の回収運搬処理

賞味期限切れの商品の廃棄については、受託者の責において処理するものとします。処理にあたっては、法律条例の規定に基づき、適切な処理を実施するものとする。

8 管理運営上の遵守事項

(1) 設置

自動販売機の設置にあたっては、日本工業規格（JIS）及び業界自主規制に準拠した震災対策、転倒防止対策を行うこと。

(2) 管理運営

- ア 受託者は、自動販売機の設置・管理・運営に必要な一切の業務（フルオペレーション業務）を行い、商品の補充、売上金の回収、釣銭の補充等は受託者が行うとともに、常に商品の賞味期限に注意し、適切な在庫と補充管理を行うこと。
- イ 商品販売に必要な営業許可を受けるとともに、関係法令及び業界自主基準を遵守し、衛生管理に万全を期すること。
- ウ 販売商品の搬入、廃棄物等の搬出を行う時間及び経路と新型コロナウイルス感染症対策については、別途協議します。院内に立ち入る際は、清潔な服装とすること。
- エ 自動販売機本体の清掃を行うこと。
- オ 自動販売機の故障、問合せ及び苦情申出先については、受託者の責において対応するとともに、本体に販売管理会社の名称及び故障時等の連絡先を明記すること。
- カ 自動販売機を設置、運営する権利を第三者に譲渡又は転貸はできない。
ただし、業務の一部を第三者に委託することは許可する。その場合、第三者に委託した業務に伴う行為について、受託者が委託者に対してすべての責任を負うこととする。
- キ 契約期間満了又は契約解除により、自動販売機を撤去した場合、委託者が指定する期日までに受託者の負担のもと原状回復を行い、委託者の確認を受けることとする。
- ク 委託者から要請があった際には、食品自動販売機の売上個数及び売上金額を月ごとに取りまとめて、売上報告書として報告すること。なお、売上報告書の書式については委託者と協議の上決定するものとする。
- ケ 受託者及び委託者は、本契約の有効期間中及び本契約の終了後 3 年間、本契約の内容及び本契約に関して知りえた相手方の秘密情報（本自販機による商品の販売数量その他の情報を含む）を、相手方の事前の書面による承諾なく第三者（乙のグループ会社を除く）に開示・漏洩してはならない。

- コ 受託者は、契約期間満了、解除その他理由の如何を問わず契約が終了したときは、自販機設置に投じた有益費、修繕費などの必要費用その他費用を委託者に請求しないものとする。

9 災害発生時の対応

横浜市金沢区において災害が発生し、委託者が食品の提供を必要と判断した場合には、受託者が設置する自動販売機内の食品を無償で提供することとします。

10 賠償責任について

自動販売機に起因する事故による委託者の職員への賠償は、受託者の責において全て行うこととする。

11 その他

本仕様書及び契約書に定めのない事項については、委託者と受託者の双方協議の上決定するものとします。

(別表) 自販販売機設置一覧

No	設置場所		目的
1	4 階 手術部廊下	4 階	食品販売

※転倒防止板・放熱余地・空容器の回収箱のスペースは含みません。